

地域内除雪機械整備事業

自治振興区による 除雪活動を支援します

自治振興区に

除雪機を配備

昨年末からの豪雪は、市民生活に不安の影響を落としました。

市では、全ての自治振興区(88区)を対象として、18年度、19年度の2カ年の予定で、自治振興区に除雪機を貸し出し、地域のみなさんによる除雪活動を支援します。

自治振興区で、地域内の除雪活動を行うための仕組みをつくり、安心して暮らせる地域づくりをすすめます。

6月末までに申請を

除雪機の配備を希望される自治振興区は、6月末までに、本庁・支所の担当課へ申請してください。事業の概要は次のとおりです。

除雪機の配備計画は？

除雪機は、18年度、19年度の2カ年の予定で希望される自治振興区に配備します。

配備計画台数及び配備予定年度は、88の自治振興区を積雪量や地形的な状況、世帯数などを考慮し、比較的の雪の多い地域を「豪雪地域」、それ以外を「積雪地域」とし、18年度は「豪雪地域」、19年度は「積雪地域」に計画的に配備する予定です。

地域別配備計画

地域	18年度		19年度		合計	
	豪雪地域		積雪地域		台数	区数
	台数	区数	台数	区数		
庄原地域	0	0	26	8	26	8
西城地域	11	8	17	10	28	18
東城地域	23	8	22	21	45	29
□和地域	7	4	9	5	16	9
高野地域	17	11	0	0	17	11
比和地域	13	6	0	0	13	6
総領地域	0	0	2	7	2	7
計	71	37	76	51	147	88

*「豪雪地域」は1自治振興区50世帯あたり、おおむね1台を基本に、積雪の状況、地形、住宅密集地などの地域状況を勘案し、必要台数を積算しています。

*平成17年度コミュニティ推進補助金・自治振興区活動促進補助金及び平成18年度コミュニティ推進補助金において、配備された自治振興区及び配備されることが確定している自治振興区は、必要台数から控除しています。

貸し出しの要件は？

自治振興区が活動の主体となり、自主的、自発的に除雪機による除雪活動を行うことを基本として、次の要件を満たすものとします。

①除雪機を効果的に活用するための除雪活動組織を設置していること。

②除雪が必要な個所、順位などを示した除雪活動計画を策定していること。

定していること。

③除雪活動の運営に必要な使用規約などを定めていること。

経費負担は？

使用貸借契約を締結し、自治振興区へ無償で貸し付けますので、購入費用は要りません。しかし、燃料費、修繕料、消耗品費など、除雪機の使用、保管、保守管理に必要な全ての経費は、自治振興区の負担と

します。ただし、大規模な修繕については、双方が協議し対応を検討します。

市の役割と

自治振興区の役割は？

市は、道路管理者として、引き続き基準に基づいた除雪作業を行います。自治振興区は、地域で除雪が必要な世帯、生活道、広場などを把握し、自主的な除雪活動の仕組みをつくり、自治振興区内の除雪活動を展開します。

●申請・問い合わせ

事業の問い合わせや申請手続きのご相談は、自治振興課または各支所地域振興課へお願いします。

自治振興課自治振興係

☎0824-731209

